

つくば市へ災害復旧支援

市では5月7日、6日に発生した竜巻により、甚大な被害が発生したつくば市へ、ブルーシート、トラロープなどの救済物資の支給を行いました。11日には、災害復旧に役立ててほしいと、片庭市長が市原つくば市長に災害見舞金100万円を手渡しました。



市原つくば市長（右）に目録を手渡す片庭市長（左）

善意の寄附をいただきました

【ゆりの会様より】

ゆりの会（棧原武子代表）様より、東日本大震災の復旧に役立てて欲しいと、4万5272円が市に寄附されました。



▷片庭市長に募金箱を手渡す棧原代表（左）と下島百合子さん（中央）

【花田久保自治会様より】

花田久保自治会（斎藤利巳会長）様より、東日本大震災の復旧に役立ててほしいと、10万円が市に寄附されました。

【愛宕共有地地権者一同様より】

愛宕共有地地権者一同（大山仁一代表）様より、ふるさとづくり寄附の環境共生型まちづくりに役立てて欲しいと、10万円が市に寄附されました。



▷大山代表（右から2番目）、大山裕さん（左から2番目）、大山茂さん（左）から目録を寄贈される片庭市長

つくばみらい市情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

市では、市民の知る権利を保障するとともに、開かれた市政の推進を図るため「つくばみらい市情報公開条例」に基づく情報公開制度を実施しています。同時に、基本的な人権を守るため、市が保有している個人情報

を保護するとともに、自己の個人情報を開示することを保障する「つくばみらい市個人情報保護条例」も制定しています。この2つの条例の運用について、平成23年度の実施状況を公表します。

公開結果	件数
公開	5
部分公開	9
非公開	1
合計	15

◆請求先の内訳
公開請求先は次のとおりです。

◆請求先の内訳
公開請求先は次のとおりです。

取手地方広域下水道組合情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

取手地方広域下水道組合では、市民の組合行政参加の促進と開かれた組合行政の実現に資することを目的として「取手地方広域下水道組合情報公開条例」を、また、公正で信頼され

る組合行政を推進し、個人の基本的な人権を擁護することを目的として「取手地方広域下水道組合個人情報保護条例」を平成23年10月1日から施行しています。これら2つの条例に伴う平成23年度同条例施行後の実施状況を公表します。

市との請負契約を辞退

政治倫理条例では、市長、副市長、教育長および市議会議員本人やその配偶者、一親等、または同居の親族が経営する企業については、市が行う工事の請負契約、業務委託契約および物品納入契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努め

なければならぬとされています。辞退届を提出した方は次のとおりです。

小田川 浩 議員

問 伊奈庁舎総務課 ☎58-2111（内線1213）

問 取手地方広域下水道組合総務課 ☎0297-4125

市長部局あてが12件（秘書広聴課1件、総務課2件、会計課1件、農政課1件、生活環境課4件、都市計画課2件、特定事業推進課1件）、農業委員会あてが1件、選挙管理委員会あてが2件という状況でした。

○個人情報保護制度

平成23年度における個人情報の開示請求はありませんでした。

問 伊奈庁舎総務課 ☎58-2111（内線1213）